

豊明市国民保護計画変更概要

■国民保護改訂の根拠

愛知県において、必要に応じ、愛知県国民保護計画を変更しており、本市国民保護計画も愛知県国民保護計画に準じ変更を行う。

■主な変更事項

- 1 第1編 第3章 関係機関の事務又は業務の概要
東海北陸厚政局を**東海北陸厚生局**に変更 (P.7)

- 2 第1編 第3章 関係機関の事務又は業務の概要
郵便事業株式会社を**日本郵便株式会社**に変更 (P.8)

- 3 第1編 第4章 市の地理的、社会的特徴
 - 4 道路及び鉄道の位置等 (1) 道路
 - 8 1 2. 9を**8 0 6. 6**に変更 (P.1 1)
 - 2 2 1. 6を**2 3 5. 8**に変更 (P.1 1)

- 4 第2編 第1章 組織・体制の整備等
総務防災課を**総務課 防災防犯対策室**に変更 (P.1 6)

- 5 第2編 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え
 - 第2 7条9号 **農林水産省**削除 (P.3 2)
 - 第2 8条5号 文化科学省 経済産業省を**原子力規制委員会**に変更 (P.3 2)
 - 第2 8条6号 文化科学省 経済産業省を**原子力規制委員会**に変更 (P.3 2)
 - 第2 8条7号 文化科学省 を**原子力規制委員会**に変更 (P.3 2)